

令和三年 藤崎町議会 予算特別委員会会議録（第二号）

---

令和三年三月十二日（金曜日）

---

出席委員（十四名）

委員長 相馬 勝治

副委員長 阿部 祐己

委員 石澤 貴幸

五十嵐 忍

前田 信一

藤林 公正

横山 哲英

浅利 直志

三上 道人

奈良 完治

奈良岡 文英

吉村 忠男

野呂 日出男

小野 稔

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町

長

平田 博幸

副町長  
総務課長選管事務局長併任  
財政課長  
経営戦略課長  
税務課長  
住民課長  
福祉課長  
農政課長農委事務局長併任  
建設課長  
上下水道課長  
会計管理者・会計課長  
監査委員  
選管委員長  
農業委員会会長  
教育長  
学務課長  
生涯学習課長  
学校給食センター所長

五十嵐 晋  
兵藤 範 明  
三上 孝 之  
葛西 昭 仁  
木村 宣 文  
森 篤  
久保田 整  
高木 秀 光  
神 昭 彦  
阿部 悟  
佐藤 康 文  
工藤 友 良  
加福 孝 二  
安原 義太郎  
羽賀 義 易  
清野 健 志  
佐々木 泰 人  
清水 裕 行

事務局職員出席者

事務局	長	藤田	伸
主	幹	佐藤	健

---

審査日程

- |    |         |                             |
|----|---------|-----------------------------|
| 第二 | 議案第十七号  | 令和三年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案 |
| 第三 | 議案第十八号  | 令和三年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案      |
| 第四 | 議案第十九号  | 令和三年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案   |
| 第五 | 議案第二十号  | 令和三年度藤崎町水道事業会計予算案           |
| 第六 | 議案第二十一号 | 令和三年度藤崎町下水道事業会計予算案          |

---

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

○委員長（相馬勝治君）

おはようございます。

時間前ですが全員そろいましたので、ただいまの出席委員数は十四名です。定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

各会計について歳入歳出を一括で審査したいと思いますので、よろしく申し上げます。

審査日程に従い、議案第十七号令和三年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（森 篤君）

おはようございます。

それでは、議案第十七号令和三年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案につきまして、その予算の歳入歳出の概要についてをご説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、平成三十年から県と市町村が一体となり、財政運営、資格管理、保険給付、保険料率の決定などの保険者事務を共通認識の下で実施し、国民健康保険事業の安定的そして効率的な制度へと移行し、三年を経過したところであり、その事業運営についても順調に推移しているものであります。令和三年度の予算編成に当たりましては、国民健康保険事業費納付金の算出基礎となっております医療費指数の推移と国保被保険者数の減少などを思量、検討し、編成したものであります。

予算書百三十五ページをお開き願います。令和三年度の予算総額は、第一条の規定により、歳入歳出それぞれ十八億

二千三百万円を計上し、対前年度比八千百万円、四・三％の減となるものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。

百四十五ページをお開き願います。第一款国民健康保険税第一項第一目の一般被保険者特別徴収保険税から第三目の退職被保険者等普通徴収保険税までを合わせまして、三億五千九百三十三万七千円を計上するものであります。この保険税の積算に当たりましては、直近の被保険者と現行の税率で算定したものであります。減少傾向にある被保険者の見込み数を勘案し積算した結果、対前年度比十一万三千円、〇・〇三％の微減となったものであります。

次のページをお開き願います。第四款県支出金第一項県負担金及び第二項県補助金のそれぞれの第一目保険給付費等交付金は、歳出予算におきます保険給付費の特定財源となるものであり、県負担金につきましては十二億一千八百五十八万九千円で、対前年度比五千七百八十四万七千円、四・五％の減、県補助金につきましては六千二百四十三万一千円、対前年度比一千九万五千円、一四％の減となるものであります。

百四十七ページに移りまして、第六款繰入金第一項第一目の一般会計繰入金におきます第一節保険基盤安定繰入金は、保険税の軽減に対する公費負担分で一億五十三万六千円を、第二節職員給与費等繰入金は国保担当職員の給与費等で四千七百七十四万円を、第三節出産育児一時金等繰入金は、国保被保険者における出産育児一時金の拠出見込みを出産件数十五件に対応した町負担分で四百二十万円を、第四節財政安定化支援事業繰入金は、町に対し交付される地方交付税のうち、国保財政の安定化を図るために算入されております二千五百七十七万八千円を繰り入れするものでありまして、一般会計からの繰入金の総額は一億七千二百二十五万四千円を計上し、対前年度比二百六十二万円、一・五％の増となるものであります。

第二項基金繰入金第一目財政調整基金繰入金は財源調整を行うために繰り入れするもので、一千三十七万七千円を計上したものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

百五十三ページをお開き願います。第一款総務費第一項総務管理費は、会計年度任用職員一名を含む職員五名分の人件費のほか、第十二節委託料におきます国保情報集約システム運用管理業務委託料などの物件費、百五十四ページをお開き願います。第二目の連合会負担金は、青森県国保連合会の運営事務経費に係る町負担分を計上し、第一項総務管理費の総額は三千九百七十五万三千円、対前年度比四百八十八万四千円、一〇・九%の減となるものであります。

第二項の徴税費は国民健康保険税の賦課徴収に係る物件費などが主なもので、二百五十二万五千円を計上するものであります。

百五十五ページに移りまして、第三項の運営協議会費は国保運営協議会委員十五名分の報酬のほか、協議会の運営に係る経費を、第四項の趣旨普及費は国保制度の情報提供等に係る経費をそれぞれ計上したものであります。

次に、第二款保険給付費は、令和二年度におきます各費目ごとの給付実績見込額を勘案し計上したものであり、百五十六ページをお開き願います。第一項の療養諸費の総額が十億六千六百七十七万七千円、百五十七ページに移りまして、第二項の高額療養費の総額が一億五千二百五十一万円、第四項出産育児諸費、そして百五十八ページをお開きいただいて、第五項葬祭諸費及び第六項傷病手当金を合わせた、第二款保険給付費の総額は、十二億二千六百九十七万八千円、対前年度比五千七百五十六万二千円、四・五%の減となるものであります。

第三款国民健康保険事業費納付金につきましては、財政運営責任主体である県において見込みを立てました、医療給付費等の額から公費等の拠出で賄われる費用を除いた額を事業納付金の額として、県内それぞれの市町村ごとに納付額を決定しているものであり、保険者である町が納付する費用を計上したものであります。

事業納付金の各項目ごとの内訳につきましては、医療給付費分として三億四千七百六十八万一千円、百五十九ページに移りまして、後期高齢者支援金等分として一億一千五万三千円、介護納付金分として六千六百六十二万七千円をそれぞれ

計上し、納付金の総額は五億一千九百三十六万一千円、対前年度比一千九百六十二万三千円、三・六％の減となるものであります。

百六十ページをお開き願います。第六款保険事業費第一項第一目の特定健康診査等事業費は、特定健診に係る職員の人件費及び特定健診業務に係る業務委託料などの物件費が主なもので、二千三十一万四千円を計上したものであります。

第二項保健事業費第一目の疾病予防費は、健康管理に対する意識の高揚と特定健診受診者に対する保健指導事業費及び予防対策を推進するための人件費並びに物件費が主なもので、五百九十三万九千円を、百六十一ページに移りまして、第二目の医療費適正化対策費は、国民健康保険加入者の健康管理と国保制度に対する意識を深めていただくことを目的として実施している医療費通知に係る業務委託料が主なもので、九十七万四千円を計上し、第二項保健事業費の総額は六百九十一万三千円となったものであります。

百六十二ページをお開き願います。第九款諸支出金は、被保険者保険税還付金や還付加算金などで三百六十六万一千円を計上しているものであります。

百六十三ページに移りまして、第十款予備費は、予算調整により収支均衡を図るために計上したものであります。

以上により、議案第十七号令和三年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案の概要説明とさせていただきます。

○委員長（相馬勝治君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。質疑者はページ数を読み上げてから質疑願います。

質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

歳入の第一款に関わることですけれども、ページ数は百四十五ページです。第一款の税の被保険者普通徴収国民健康保険税とあります。微減で二百万ほど減少しているんですけれども、その中で被保険者数の見込み数減っていると、被保険者数がどれくらいで見込んで、昨年度と比較してどういうくらいで見込んで保険料を算出なさったのか、その辺を明らかにしていただきたい。

○委員長（相馬勝治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。普通徴収の被保険者数でございますが、二千三十人と見ております。保険者数につきましては変わりはそんなございませんで、所得要件というものを加味しながら計算した結果、この額となったことから計上したものでございます。以上です。

○委員長（相馬勝治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、説明の中でもありましたんですけれども、平成二年度対比でいきますと、保険料については所得割あるいはまた世帯均等割といいますか、これは現行水準で行くというふうなことの説明でありましたので、引上げのために運協に投資するとかそういうことはないというふうに理解してよろしいんですね。

○委員長（相馬勝治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）



現在のところは、その予定はございません。以上です。

○委員長（相馬勝治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

ちなみに、所得割あるいはまた均等割、藤崎の分について明らかにしてほしいんですけれども、その中で関連して、政府からも子供が多い人ほど保険料を負担するようなことは子育て支援に逆行するというようなことも全国の自治体から要望も出ているわけでありまして。それで子供の、私としては義務教育まで軽減すべきだというふうに思っておりますけれども、入学前の均等割について軽減するというのを厚労省自体が指示しているように聞いておりますけれども、そういう措置は今後平成三年度において子供の均等割分について検討していく、実施していく用意があるのかどうか、その辺についてはどういう取組をなさるのでしょうか。

○委員長（相馬勝治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

委員お尋ねの件につきましては私も承知してございます。厚労省のほうでその協議をなされておきまして、その協議がまとまったときには法令の改正等々があります。それに準じて当町の条例等の改正が出てきまして、その対応に合わせながら進めてまいることになると思っております。以上です。

○委員長（相馬勝治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

厚労省での協議がまとまればというようなですね、厚労省の意向ははっきりしているけれども、まだまとまってないんだというような認識といたしますか、そういうことなんでしょうか。

○委員長（相馬勝治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

まだ決定ではないというふうに認識しております。以上です。

○委員長（相馬勝治君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

六款の繰入金についてお聞きいたします。ページ数で行けば百四十七ページでしょうか。その中で保険基盤安定繰入金というのが一億円ほど見ておるんですけれども、繰入金全体では一・五%ほどの増だというふうな説明もあったんですけれども、保険基盤安定繰入金軽減、保険税軽減分相当分だと思えるんですけれども、その安定繰入金については前年度比だとか、どういうふうになっているんでしょうか。そのことをまずお聞きいたします。

○委員長（相馬勝治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の軽減分とそれから保険者に対する支援分ということで計算なされまして合計額になっております。繰入金につきましては、対前年度比で四百五十万程度の減額になっております。以上です。

○委員長（相馬勝治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

四百五十万円ほど減額になっているという要因といいますか、つまり法定減免だとかそういうのが増えているということに理解すればよろしいですか。

○委員長（相馬勝治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

軽減者数につきましての増減、それから先ほど所得の減の要因があるということでお話しさせていただきましたけれども、そういうことを加味しながら計算した結果、この金額、対前年度比で四百五十万円程度の減額が数字として現れたことから計上したものです。以上です。

○委員長（相馬勝治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

その辺がちょっと分からないんですけども、コロナに関わってですね、いわゆる軽減措置を国、コロナの影響により経済的損失、それに伴う国保税の減免措置、こういうのを取ってきましたよね。それで三月で終了するというようなのが基本的に国の方針だというふうに聞いておるんですけども、この減免措置について藤崎町では独自に延長してやるんだとか、あるいはまた国のとおりやるんだとか、そういうガイドラインというか指針というか、どういう取組をなさるつもりなんですか。まだコロナ禍は続いている、あるいは様々な影響が出ているんですけども、その辺のコ

ロナに伴う減免措置というのを三月以降どういうふうに取り組んでいくんでしょうか。

○委員長（相馬勝治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。コロナによつての収入減とかそういう場合の対応につきましては、現時点で延長しております。この減収分については、国の特別調整交付金でもって十分の十算入されるとなっておりますので、その際、その額を補正予算でもって計上し対応するということとなります。以上です。

○委員長（相馬勝治君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

歳出のほうについてお聞きいたします。これはページ数百五十三ページ、一般管理費国保情報集約システム運用管理等業務委託料百七十六万円が計上してあり、その中で国保情報集約システム運用管理等業務委託料というふうになって、八十七万円ほど内訳として計上されております。この集約システム運用というのはどういうシステムでですね、その集約先というのはどういうところに集約されていくシステムとなっているんですか。

○委員長（相馬勝治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。この情報集約システム運用管理等業務等委託につきましては、このシステムで被保険者の資格情報の集約、それからその管理、高額療養費等の多数該当者、そういうものの判定業務などを行うものでございまして、

事務委託によりまして国保連合会に委託するものでございます。以上です。

○委員長（相馬勝治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、今までもいわゆる転居して国保に新たに加入する、あるいはまた亡くなって国保の加入者でなくなる、死亡ですね、転居、死亡、これは今までもやってきてると思うんですけども、新たにというようなことではなく、新たな運用システムという、これまでにやってきたものを年間ベースでやるための八十七万円だということなんですか。新たに構築するものなんですか。

○委員長（相馬勝治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。これは新たにではございませんで、昨年度も実施しているものでございます。以上です。

○委員長（相馬勝治君）

ほかにありませんか。（「質疑なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相馬勝治君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第十八号令和三年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（森 篤君）

それでは、議案第十八号令和三年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案につきまして、その予算の歳入歳出の概要についてをご説明申し上げます。

予算書の百七十五ページをお開き願います。令和三年度の予算総額は、第一条での規定により、歳入歳出それぞれ三億三千四百万円を計上し、対前年度比一千百三十四万八千円、三・三%の減となるものであります。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

百八十五ページをお開き願います。第一款後期高齢者医療保険料は、第一目特別徴収保険料と第二目普通徴収保険料を合わせまして、一億十三万九千円を計上するものであります。平成二十年度から施行されました後期高齢者医療制度におきましては、高齢者の医療費を公費、税金で約五割、若い世代からの支援金、保険料で約四割、後期高齢者医療保険加入者からの保険料約一割で負担するというルールにより運営されております。

この後期高齢者の保険料の算出に当たりましては、所得割率と均等割額からなる保険料率から積算し決定しているものであり、令和三年度の保険料につきましては前年度と同率で所得割率が八・三%、加入者全員が負担することとなります均等割額を四万四千四百円として積算し、被保険者数の見込み数として後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減特例による影響額を勘案した結果、対前年度比六百十六万円、五・八%の減となるものであります。

第三款繰入金第一項第一目の事務費繰入金は職員給与費等繰入金分として七百八十九万二千元、広域連合職員の給与費等に係る共通経費の町負担分となります、広域連合事務費繰入金分として七百八万八千円を計上し、事務費繰入金の総額は一千四百九十八万円となるものであります。

第二目の保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減に対する公費負担分として一般会計から繰り入れするもので、五千百

五十三万一千円を計上し、第三目の療養給付費繰入金は、広域連合で給付を行っている後期高齢者医療被保険者の療養給付費に対する公費負担分として一般会計から繰入れするもので、一億六千三百四十二万七千円を計上しており、一般会計からの繰入金の総額は二億二千九百九十三万八千円を計上し、対前年度比五百六十七万九千円、二・四％の減となるものであります。

百八十六ページをお開き願います。第四款繰越金は、令和三年三月分の後期高齢者医療普通徴収の保険料分を、新年度に移りましてから広域連合へ対し納付処理することとなることから、繰越金として予算計上し、対応するものであります。

第五款諸収入第二項償還金及び還付加算金は、被保険者の所得更正などに対応するもので、前年度と同額の八十五万円を計上し、対応するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

百八十九ページをお開き願います。第一款総務費第一項第一目の一般管理費は、職員一名分の人件費のほか、第十一節役務費におきます通信運搬費は、被保険者証一斉更新時の郵便料が主なもので、六百五十八万六千円を計上しているものであります。

百九十ページをお開き願います。第二項第一目の徴収費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収等に係る物件費が主なもので、百三十万六千円を計上しているものであります。

第二款後期高齢者医療広域連合負担金は三億二千五百二十五万三千円を計上するものであり、その内訳につきましては、町で収納した保険料及び低所得者に対する保険料軽減額の公費負担分となる保険基盤安定負担金等を広域連合へ納付する保険料等負担金として一億五千四百七十三万八千円、広域連合職員の給与費等に係る共通経費の町負担分であります広域連合事務費負担金が七百八万八千円、広域連合で給付を行っている療養給付費に係る町負担分となります療養

給付費負担金として、一億六千三百四十二万七千円を計上しているものであります。

次のページに移りまして、第三款諸支出金第一項償還金及び還付加算金は、被保険者の所得更正などにより生じる過誤納金に対応するもので、前年度と同額の八十五万円を計上しているものであります。

以上により、議案第十八号令和三年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案の概要の説明とさせていただきます。

○委員長（相馬勝治君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数で行きますと百九十ページでしょうか。その中の広域連合負担金の中の療養給付費負担金一億六千三百四十二万円ほど計上されております。私がお聞きしたいのは、療養給付費の負担金ですね、どのように前年度並みだというふうな算定の仕方なのか。療養給付費負担金一億六千万円ほどになっている、前年度比と比べてどれくらいになっているのか、その辺についてまずお聞きいたします。

○委員長（相馬勝治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。この療養給付費負担金につきましては、県で積算した資料を基に県のほうから指示があるものでございまして、その金額を計上させていただいておりました。県全体の給付見込みに対する事業費の十二分の一の割合でもってきているものでございまして、その金額が一億六千三百四十万円程度という形になります。対前年度比で行きますと、若干減っているということになります。以上です。



○委員長（相馬勝治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

高齢者が多くなるから医療費は増大傾向一本やりだというような、一本やりという言い方は正確でないかもしれないけれども増大傾向なんだと、だけなんだというふうな言い方も世論でされているんですけども、医療費総額も横ばい状態だというふうにも見られるんですけども、その辺の推移についてはどのように、これは県の指示、計算に基づいて計上したんだというようなことですが、藤崎町における推移というのをどういうふうに見ていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（相馬勝治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。被保険者数でいきますと、保険者数については若干増えております。増えておりますけれども医療費についてはその積算について、先ほど申し上げましたとおり県のほうからこの金額ということで提示がありましたもので、この金額を出しているということでございます。以上です。

○委員長（相馬勝治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

昨年度、平均ベースでは、後期高齢者については年平均五千人ほど負担増になっておるわけでございます。そういう中で今後の後期高齢者医療制度についてですね、私から言わせれば七十五歳以上を支えていくというような制度そのも

のに無理もあるんじゃないのかなというふうに思っておりますけれども、県の後期高齢者医療広域連合といいますか、この中でこの保険料問題についてどのような話し合いなりなんなりをなさっているのかどうか、このことについて知っている情報がありましたらお知らせ願いたい。

○委員長（相馬勝治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

県の広域連合のほうでも様々考えておりますけれども、厚労省のほうでもその一割負担なり、あと軽減についての考え方なりを今鋭意研究といいますか検討しているというふうに、新聞あといろいろな情報等で私たちのほうには流れてきております。先ほどこの後期高齢者医療につきましては税金で五割、若い人から四割、あと残りの一割については保険者のほうから負担したもので会計を回しているという説明をいたしましたけれども、この一割の負担といいますのも厳密に数字で置き換えますと、一割満たしていないということが数字で表れております。大体九%とかそういう形のもので、この負担割合についてはもう一度見直しましょうということで、いろいろ研究、協議をされているということは私のほうでは承知しているところであります。

内容についてこういうふうに決まりそうだとか決まったということについては、決定次第委員各位の方には説明いたしますけれども、現時点ではそのような曖昧な、こういうふうにあってほしいという情報のみでございまして、私が回答できるものは以上でございます。

○委員長（相馬勝治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

町長にお聞きいたします。いわゆる二割負担を原則にするというふうに大きくかじを切ろうとしているわけでありま  
す。それで、町長にお聞きしたいことは、つまり再来年からですか、実施するのはそれからだというようなことござ  
います。二百万以上の所得ある人は二割負担というような一応のラインが厚労省からも示されているわけなんですけれ  
ども、そのようなことについて問題ありじゃないかと、このコロナ禍の中でさらに保険料負担を強いるのは酷じゃない  
かという声も出ているんですけれども、実施時期は来年、再来年というか、そういうようなことのようにすけれども、  
その辺について町村会だとかで話題になったことや、あるいは町長としての思いをお聞かせ願いたい。

○委員長（相馬勝治君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

町村会の中での話合いの議題としては、今のところ、いわゆる直接協議したことはないように記憶してございます。  
ただ、私個人的な立場から申しますと、このいわゆる後期高齢者そしてまた介護保険制度、そしてまた国民健康保険制  
度は、国民がオール負担して、万が一病気になったときにいわゆるアメリカ等々と違って、医療費そのものの支払いを  
あまり極端に高くしないということで全国全体でやってきた制度でありまして、これは世界各国からもいろいろ評価さ  
れている制度でございます。そのことは私も、継続して国の負担もますます増えておりますけれども、継続して実施し  
ていただきたいということでございます。

また、国保についても様々国の手厚い、いわゆる地方に対しての拠出金が今増えてございます。そういうことも加味  
しながら、永久的にやはり国全体でその制度を支えていくということで、今高齢者の中にあっても高所得者の場合は二  
割負担はやむを得ないのかなという議論が今国会でも審議なされていると、そう思っているところでございます。私か  
ら国の制度にどうのこうのというお話はございませんが、負担が少なければ少ないほど国民はよしです。それは私もそ

う思っております。ただ、国全体でやっていくものは多少国民の公平な立場での負担というのはやむを得ないという認識でございます。以上であります。

○委員長（相馬勝治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相馬勝治君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第十九号令和三年度藤崎町介護保険事業勘定特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

それでは、議案第十九号令和三年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

令和三年度予算案につきましては、これまでの実績と今後の見込みを勘案し、介護保険運営協議会の意見などを参考とさせていただきながら、現在策定している第八期事業計画を基に積算した内容となっております。

その計画の主な内容は、高齢者が健康長寿で安心して暮らせる地域づくりなどを目標に掲げ、保健事業と介護予防事業の一体的実施、認知症施策の強化・推進などに取り組むこととしており、保険給付費の推移がある程度落ち着いていることから、保険料の引き上げは行わず、現状のままの保険料率で事業運営を進めてまいりたいと考えているものであります。

それでは、予算書二百三ページをお開き願います。第一条、令和三年度の予算総額は歳入歳出それぞれ十八億四千百

万円と定めるもので、前年度に比較して一千万円、〇・五%の増となっております。

それでは、予算の主な内容についてご説明申し上げます。

二百十三ページをお開き願います。第一款保険料につきましては、先ほど申しましたとおり第七期事業計画と同率で算定したものでありますが、消費税の増税に伴う低所得者の保険料軽減強化対策があることから、前年度対比六百六十六万三千円減の三億二千百四十万二千元を計上したものであります。

第三款第一項第一目の介護給付費負担金は、保険給付費に対する国庫負担分で三億七百六十万二千元を、次のページをお開き願います、第二項第一目の調整交付金一億四千八百九十五万七千元は、高齢者や低所得者の割合に応じて国から交付されるものであります。

第二目、第三目は、保険給付費以外の地域支援事業費に対する国の補助金で、合わせて二千五百八十七万五千元を計上したものであります。

第四目の保険者機能強化推進交付金と第五目の介護保険保険者努力支援交付金は、市町村の取組状況を国や県が評価して交付されるものであり、令和二年度交付見込額を当初予算に計上したものであります。

第四款は支払基金が、第五款は県が、それぞれ公費負担ルールに基づいて交付する分であります。

二百十六ページをお開き願います。第七款繰入金第一項の一般会計繰入金は、介護給付費等に対する町負担分であり、ます。

二百十七ページの第九款第三項第一目の後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、高齢者の保険事業と介護予防事業を一体的に取り組むための事業を県後期高齢者医療広域連合から受託して実施するための費用分であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げますので、二百二十一ページをお開き願います。

第一款第一項第一目の一般管理費は職員の人件費が主なものであり、八百七十五万円減の三千七百十八万七千元。こ

の減額は介護保険システムの変更に伴い、その費用が一般会計に一本化されたことによるものであります。

次のページに移りまして、第二目の後期高齢者医療広域連合受託事業費は、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に取り組むための事業費用で、会計年度任用職員一名分の人件費と訪問事業に使用する車借り上げ料などを計上したものであります。

第二項の徴収費は保険料徴収事務に係る費用を、第三項の介護認定審査会費は要介護認定に係る費用をそれぞれ計上したものであります。

二百二十四ページをお開き願います。第二款保険給付費の第一項介護サービス等諸費は、要介護認定を受けた方々が利用する施設や在宅でのサービスに係る費用であり、昨年度より一千百六十九万七千円増と見込み、十五億五千七百二十一万七千円を計上したものであります。増額の要因といたしましては、在宅サービスの利用料が若干増えると見込んだことと、介護報酬単価の改正によるものであります。

二百二十六ページをお開き願います。第三款地域支援事業費の第一項介護予防生活支援サービス事業費は、介護予防給付から総合事業に移行した介護予防訪問介護や介護予防通所介護、住民が運営するボランティア団体などの多様なサービスに対応する費用で四千百七十八万五千円を、第二項一般介護予防事業費は、全ての高齢者を対象に運動機能の向上や閉じこもり、うつ予防のための事業であり、町スポーツ協会や文化協会、老人クラブが実施するもので、七百四十万四千円を、第三項の包括的支援事業・任意事業費は、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた町で尊厳ある暮らしができるよう、住まい、医療、予防、生活支援を一体的に提供するため、第一目の総合相談・権利擁護事業、第二目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、次のページの第五目の生活支援体制整備事業は、町社会福祉協議会に委託し、包括支援センターが実施するための経費で、二百二十九ページの上段、第三項の合計四千百六十五万八千円を計上したものであります。

令和三年度介護保険（事業勘定）特別会計予算案の概要に係る説明は、以上でございます。

○委員長（相馬勝治君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

換気及び消毒のため休憩をいたします。再開時刻は十一時といたします。

休 憩 午前十時五十三分

---

再 開 午前十時五十九分

○委員長（相馬勝治君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は二百二十八ページに関わる場所です。その中で生活支援体制整備事業費ということで委託料五百十二万円ほど計上しているんですけども、委託先と、どこにどんな内容で委託するのかということについてはどうでしょうか。

○委員長（相馬勝治君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。委託先は町社会福祉協議会でございます。

その業務の内容でございますが、日常生活上支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で在宅生活をしていくための生活支援、介護予防サービスの提供体制、これをいろいろな方のご意見も伺いながら、介護保険事業だけではなくて要支援

の方も含め、あるいはまだ介護の必要のない方々に対しても、いろいろなサービスをどのように提供すべきかということをお協会の担当がコーディネーターとなって、いろいろな団体から出ていただいた委員の意見を聞きながら意見を町に提案していくというふうなものをしているものがございます。以上でございます。

○委員長（相馬勝治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、説明にもあったようにお協会で業務を委託すると。業務内容としては、要支援の人も含めてどういう形でやればいいのかというようなことをやっていくということです。

そうしますと、逆に言いますと、逆にというか要支援だけじゃなくて要介護度一、二だとかそういう人も対象にしてやっていくというふうに依頼するというふうな内容になるんですか。その辺はどういうふうにご考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（相馬勝治君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。対象とする高齢者としては全体でございます。具体的な話合いをしている内容を申し上げますれば、昨年度実施したものとしては、表現は適切でないかもしれませんが買い物難民という言葉もございます。要するに家から買い物に行くのに、スーパーですとかそういうところに行くことがなかなか難しくなっている方もいらっしゃる。では、そういう方々に対してはどのようなふうに対応していくべきなのかと。介護保険事業サービスの中で移動支援ですとか訪問介護というものもございますが、具体的な対応としては移動車両、昔バスでというものもありましたが、今も



弘前のほうで軽トラックを改良して、いわゆる日常生活用品、食材を詰め込んで、いろいろなところに出向いて販売しているというものがございます。それを昨年、モデルとして実施したものはみどり団地のほうだったり、あるいはデイサービスを利用されている方も買い物ができるようにということで施設に訪問させて、車両を持ち込んで買い物をするというふうな、いわゆる現実的に今高齢者が困っているものは何なのか、それが保険制度で対応できるものなのか。できないのであれば、それは町独自に考えていくべきだろうというふうなものを民間の方々のご意見をいただきながら、それを社協の担当がコーディネートし、必要なものを町に提言していく。それを町が考え実行に移すというふうな流れのものを考えているところであります。以上でございます。

○委員長（相馬勝治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

介護認定されていない方でもいわゆる生活支援というか、そういうのが必要な人が多くなってきているという現状はあると思います。

それで、そういう買い物支援といいますか、そういうことも含めてぜひ検討していただきたいなと思いますけれども、その同じ三款の認知症の総合支援事業費というのがございます。認知症初期集中支援チーム業務委託五十四万円ほどという、委託料三十万円ほどというふうなのが二つ計上されて八十四万円ほど計上されているんですけれども、これはどういうふうな内容を事業として実施していく予定なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（相馬勝治君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。これにつきましても委託先は社会福祉協議会でございます。そして、中心となるのは包括支援センターでございます。包括支援センターが中心となって認知症の初期状態から支援ができるようにチームを組んで、その認知症の方々に対する、あるいは家族の方に対する対応を協議していくというものを推進していくというための業務委託料でございます。以上でございます。

○委員長（相馬勝治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

社協に委託するのだということですが、社協以外にもこのいわゆるデイサービスだとかそういうのも取り扱っていますよね、施設においてですね。その辺でこれは国も進めている事業なんだろうから、その辺委託先の公平性を確保するとかというようなことについての配慮といいますか、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（相馬勝治君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。まずその地域包括支援センターの位置づけと申しますか、在り方と申しますか、認知症を含めた高齢者への支援というものの核となるのが地域包括支援センターというふうに位置づけられてございます。それが社会福祉協議会にあるということで、あれも社協、これも社協というふうな形に受け取られるかもしれませんが、地域包括支援センターというのは社協にある組織ではございますけれども、位置づけとしては町全体を包含する、いわゆる包括支援センターという立場でありますので、今の認知症に関しても、あるいは支援の必要な方に対しての対応というのは、

包括支援センターが中心となるという考えからこのような形にさせていただいているものであります。以上でございます。

○委員長（相馬勝治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

予算の執行に関わることなんですけれども、平日でいきますと、二百三十三ページですね、この事業を執行していくための人員配置のことなんですけれども、会計年度任用職員が三で前年度はゼロだけれども、二、三というふうになっていますよね。これは実質的には臨時職員だとか何とかというのを包括して、前年度はそういうものであるから、いわゆる会計年度任用職員というふうな名称といいますか、それに伴って三人というようなことだというふうに理解すればよろしいんですか。新たに三人ということではないと思うんですけれども、実体的には前年度と同じような体制でやるんだというふうなことでよろしいんですか。その辺の内容を、記載の仕方を、一般会計も含めて職員執行体制について変更しているものですから、その辺の内容について説明していただきたい。

○委員長（相馬勝治君）

総務課長。

○総務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。去年の四月から会計年度任用職員制度が始まりまして、今回この掲載につきましては、前回までは臨時職員であったんですが、掲載されてなかったものでありまして、会計年度任用職員というふうな去年からスタートした段階で、今回からこちらのほうに掲載したということでありまして、以上です。

○委員長（相馬勝治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

課長にもお聞きしますが、実質的には前年度と同じような人数体制でやるというふうに理解すべきなんですよ。その辺はどうなんですか。

○委員長（相馬勝治君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。表記の仕方については、ただいま総務課長が申しましたとおり昨年四月からですので、昨年度の予算書には記載できなかったという事情でこのような形になりますが、内容といたしましては従来で申し上げれば臨時の方でございまして、三名変わらずということであります。以上でございます。

○委員長（相馬勝治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

その二百三十三ページのところで、同じく会計年度任用職員についての記載があるんですけども、結局会計年度任用職員というのは、なんだかその中に難しいって、勤務時間が通常の職員に対しても短い職員数のことなんですよという書きぶりをここではしていますよね。短いという勤務時間は一体何時までなのか。

それから、会計年度任用職員というのは結局期末手当だけはあげたけれども、通勤手当というのは支給されていないというような改善内容だったんですね。その辺について、今度は総務課長にお聞きします。

○委員長（相馬勝治君）

総務課長。

○総務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。会計年度任用職員につきましては七時間勤務ということで、九時から五時までということであり  
ます。旅費につきましては費用弁償で支給しているということでもあります。以上です。

○委員長（相馬勝治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

関連してお聞きいたします。そうしますと、いわゆる今は一般会計について議論しているんですけども、こういう  
ふうにして会計年度任用職員というふうに明記することによって、全体で何ぼ、正職員が何ぼで任用職員が何人だとい  
う、そういう構成が分るといふ点ではっきりしていいんだと思います。住民にとっても分かりやすいと思います。

それで、一般会計についても百二十何名だかが正職員で、そして七十名余りが会計年度任用職員に該当するものだ  
というふうな記載がされていたと改めて見えたんですけども、そういうようないわゆる会計年度任用職員が全体の職員  
数は二百人を超えている、その四割くらいに当たるんだというふうな認識でよろしいんですか。総務課長にお聞きいた  
します。

○委員長（相馬勝治君）

総務課長。

○総務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。この予算書にありますけれども、一般職の総計職員数のところにありますが、今年度会計年度任  
用職員は七十四人、全体で二百三人というのが職員ということでもあります。以上です。

○委員長（相馬勝治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相馬勝治君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十号令和三年度藤崎町水道事業会計予算案を議題といたします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

町水道事業は、地域住民の生活に必要なインフラ事業として令和三年度においても様々な建設改良と事業等を予定してございます。その経営状況については毎年度純利益を計上し、安定的な経営を行っているところであります

しかしながら、水道事業を取り巻く環境は、上下水道管の老朽化に伴う水道インフラの更新や災害等に対する危機管理体制の強化、人口減少に伴う給水収益の減少、技術の継承、大変厳しいものとなってございます。令和三年度水道事業会計予算は、その様々な厳しい環境を踏まえ、今後の事業の安定的な経営を持続可能にするための必要不可欠な予算となっております。

それでは、議案第二十号令和三年度藤崎町水道事業会計予算案についてご説明いたします。

予算書の二百四十九ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入についてご説明いたします。

第一款水道事業収益は三億七千九百三十五万円余りを計上しております。そのうち、第一項営業収益が三億六千四百八十五万円余りであります。その主なものは、第一目給水収益が三億六千三百八十万円で、これは水道料金とメーター

使用料の合計額でございます。

次に、第二項営業外収益が一千三百九十九万円余りであります。その主なものは、第二目他会計補助金十五万円余りは簡易専用水道委任事務交付金であり、第三目長期前受金戻入一千三百三十五万円余りは令和三年度減価償却費相当額を収益化したものであります。

次に、二百五十ページをお開きください。支出についてご説明いたします。

第一款水道事業費用として三億七千九百三十五万円余りを計上しております。第一項営業費用が三億九百八十四万円余りであります。そのうち、第一目浄配水費が一億六千四百五十九万円余りであり、その主なものは第六節修繕費の二千五十三万円余りで、このうちメーター取替工事費として計量法により八年を経過する水道メーターの取替費用と交換用メーター修繕費として浄水器購入費分の合計一千二十七万円を予算計上しております。第九節の受水費一億三千四百万円は、津軽広域水道企業団への水道水購入代金としての支払金額でございます。

第三目総係費は五千八十四万円余りであり、その主なものとしましては、第一節給料が二百五十一ページの第六節法定福利費引当金繰入額までの人件費のほか、第十二節委託料六百四十一万円余りのうち水道メーター検針業務委託料四百四十八万円余りであり、これはメーター検針員五人の検針業務に係る経費であります。

次に、二百五十二ページをお開きください。第四目減価償却費は九千四百四十万円余りであります。減価償却費とは固定資産の価値減耗分の費用化であります。実際は現金支出を伴わない費用となり、資本的収支の不足額の充当財源、つまり内部留保資金となります。

第二項営業外費用は二千百九十七万円余りであります。その主なものは、第一目支払利息の九百九十七万円余りあります。

次に、二百五十三ページをお開きください。資本的収入及び支出についてご説明いたします。まず、下段の支出から

ご説明いたします。

第一款資本的支出として八千二百十二万円余りを計上しております。第一項の建設改良費が九百二十六万円余りであり、その主なものは第一節工事請負費の消火栓更新工事費が四百四十万円、白子地区配水管移設工事費百五十七万円余り、第二節水木地区配水管布設工事設計業務委託料二百六十九万円余りであります。

第二項固定資産購入費が六十四万円であり、新規に使用する量水器の購入費であります。

第三項企業債償還金は七千百二十二万円余りと見込んでおります。

次に、上段の収入は、ただいま説明した支出の財源であり、資本的収入として五百万円を計上しております。その主なものは、第一項負担金、第二目他会計負担金、一般会計からの消火栓更新工事費負担金の四百四十万円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する七千七百十二万円余りは、損益勘定留保資金等で対応するものであります。

以上をもちまして、議案第二十号令和三年度藤崎町水道事業会計予算案の説明を終わらせていただきます。

○委員長（相馬勝治君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

建設改良費ですけれども、その中で水木地区配水管布設工事設計業務委託料二百六十九万円ほど計上されているんですけれども、配水管布設工事をやる箇所は水木地区だと思えますけれども、どれくらいの規模や現状をどういうふうな状態であるから今設計業務を委託するんだという内容なんですか。現状と工事の面積といいますか、長さ、延長といいますか、その辺どういうふう理解してよろしいのでしょうか。



○委員長（相馬勝治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

お答えします。この設計業務の内容についてはですね、常盤地区の特養ときわからふるさとセンターへ向かう路線でございまして、旧常盤時代から水道本管の整備はなかった路線でございまして。ほかの受託事情を鑑みれば、ふるさとセンター手前から右折する路線があるんですが、そちらのほうの地域には住宅が大分張りついている状況であると。この路線に本管を整備することで安定した供給ができるものと考えているところでありまして、ただ、新年度設計業務は考えてございまして、今後の受託事情を見て翌年度以降工事を検討していくという状況になってございまして。以上です。

○委員長（相馬勝治君）

横山委員。

○横山哲英委員

課長、長きの間、大変ご苦労さまでした。今の浅利さんの関連ですけれども、旧常盤時代、大変迷惑をかけまして、下水の管が入ってね、立派な下水の管が入ってて水道がないというのは大変私もがっかりしていました。あの大きい下水の布設管が入ってて水道、大体下水道と水道とは私はあまり分からないけれどもセットなものだと認識しておりました。ぜひ、多額の費用をかけて工事して下水の布設管を入れた場所ですので、何とか水道のほうの布設もよろしく願いたいと思います。町長ひとつ、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（相馬勝治君）

答弁要りませんか。（「要りません」の声あり）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

二百六十六ページの貸借対照表について質問いたします。未収金についてですけれども、三千三百二十七万八千円ほど計上しておりますけれども、この内容について説明お願いいたします。

○委員長（相馬勝治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

すみません、ページ数をもう一度お願いします。（「二百六十六ページ」の声あり）分かりました。

お答えします。未収金が三千三百万円ほど計上してございます。こちらは令和三年度三月末をもつての収入を見込んでの未収金ということでございますけれども、今現在まだ年度途中でございます、年度末に入っておりますけれども。これについては、三月中あるいは四月以降に収入を見込んでいる部分で、年間の調定の約九五％歳入で見ているんですけれども、それらを加味した上での予算ですので、三千三百万円ほどまだ未収金があるという状況でございます。以上です。

○委員長（相馬勝治君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

では、二百六十九ページの令和四年三月三十一日予定の貸借対照表では、この未収金では三千三百四十九万八千円ほど計上しておりますけれども、少し増えているんですが、これはどういう要因でなっているのでしょうか。

○委員長（相馬勝治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

お答えします。令和二年度、三年度の予算ベースでの未収金を計上しておりますが、令和三年度の当初予算の歳入においても、使用料の歳入においても若干微増ではございますが収益を見込んでございます。その分で同等の額が未収金として計上されるのかなという状況でございます。

○委員長（相馬勝治君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

これは、では長期にわたる利子、年度またいで二年、三年とかの滞納分とか、そういうのは入っていない未収金ということですか。

○委員長（相馬勝治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

お答えします。予算ベースでの見込みで三千三百万円ということでございます。ただ、次年度において滞納額として計上される金額にも多少なりとも反映されていく部分だと認識してございます。三千三百万円がほとんどが未収金になるということではなくて、三月末まで納付される分、あるいは四月、新年度に入ってから納付される部分含めて三千三百万円ということの予算でございます。以上です。

○委員長（相馬勝治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は二百五十ページに関わる支出の受託工事費で、受託工事費修繕費と十万円だと思ったんですけれども、一千円名目計上のような状態ですけれども、上下水道課長が冒頭おっしゃいましたように、いわゆるインフラ整備、その中で老朽管の更新だとかそういうのも大変予想されているんだと、厳しい状況も予想されているんだというふうな言い方だったんですけれども、老朽管の更新事業だとかは計上されているんですか。計上されているのであれば、先ほどの水木地区のあるいは白子地区だとか、そういうところの事業だというふうに理解すればいいんですか。

○委員長（相馬勝治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

水道事業に関しての建設改良費ということになれば、現在においては大きいメインとなる工事は想定してございません。ただ、いつ何時道路に今移設されている本管の漏水とかの原因で本管整備が必要になるかも分かりませんが、現在のところはそういった大きな工事は予定してございません。

ただ、昨年度の予算で西豊田の配水池の改修工事、新年度の当初には計上してございませんけれども、その配水池の設計を今やっているところでございまして、その設計値が固まれば新年度、補正対応になると思いますが、そういった工事でまた補正予算が出ていくという状況でございます。今のところは大きな本管の整備の予定はございません。以上です。

○委員長（相馬勝治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

次に聞こうとしたことをお答えになったんですけれども、西豊田の配水池、関連してお聞きいたします。配水池、い

いわゆる設計費として計上するという形にしたんですけれども、そもそもここもいわゆる設計額がまだ固まっていないという、三月末までには固まるというようなことなんですかということと、アスベストがある工事を伴う、アスベストのいわゆるステージというのは一、二、三のどの段階のアスベストなのかということについては、どういう設計中間情報を得ているんでしょうか、お聞きいたします。

○委員長（相馬勝治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

今回配水池の改修に関わっての設計業務ですね、年度末三月いっぱいまで上がってくるという状況になってございます。その設計の内容については、工事の内容については配水池の外壁の塗装工事でございます。その他付随するものも若干ありますけれども、その設計をするに当たって、工事をするに当たって配水池のアスベストの状況が不完全であったというのは、以前調査してあるものの簡易な調査で終わっていたものですから、それにはちゃんとした公共工事の改修ですので、ちゃんとした設計を基にアスベストの対応をしながら工事に盛り込んで発注しなければならないという状況でございますので、現状はアスベスト調査結果は出てはいますが、あると。その内容については、塗装しているその下地のコンクリートに付着していると。その付着している部分を高圧洗浄で流す。固定物を除去するんじゃなくて、配水池の下地に係ってのアスベストの含有しているものを高圧洗浄で流すと。その流す水を処理するという工事になるんですけれども、その内容を加味した上での設計を今、年度末まで対応してもらっているという状況でございます。以上です。

○委員長（相馬勝治君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

いろいろアスベストに関わる工事がかなり解体費も出ておりますので、ぜひ各課の共通ルールなり積算に当たっての根拠を我々議員にも示していただきたいということを要望しておきたいと思います。

もう一つ最後に同じページでございます、二百五十ページに関わることでございます。その中で受水費、津軽広域水道企業団から受水費計上されております。これはいわゆる責任水量だとかも変更して、あるいはまた町の責任水量を変更、市町村のための責任水量だとか、変更して計算し直すんだというようなことですね。それから、五所川原方面で水を引き受ける、あるいは受水するところが多いから全体としては値上げにはならないんじゃないかというふうな説明を以前受けたんですけれども、この一億三千四百万円ほどの企業団受水費ですね、これを積算した根拠なり内容なりをもう少し詳しく説明していただきたい。

○委員長（相馬勝治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

ご説明いたします。この受水費に係る費用として一億三千四百万円ほど計上してございます。昨年度の当初では一億四千百万円ほどでございました。この差額といいますかギャップといいますか、これについては令和三年度の四月から企業団からうちのほうで水を買っている、その基本水量の分の設定を下げたんですけれども、当初は一日当たり五千九百立米を購入してございます。それを四千七百まで下げました。これはこれまでの受水費の実績を見れば、そのくらいあれば多少なりとも五千九百から四千七百まで下げましたけれども、実績を見てもそのくらいが適当ではないかということで、料金に換算すれば約七百万円ちょっとです、減水したという状況でございます。

これによって、町の水道料金云々という話もあったわけなんですけど、うちのほうの課としての考え方については、使

用料単価が上がる、あるいは基本水量が下がるということにおいてもですね、そうそう使用量までに影響を及ぼすようなことにはならないだろうということで、これについては料金検討委員会のほうにも説明しながら了解を得ている内容でございます。以上です。

○委員長（相馬勝治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議はありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相馬勝治君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

水道会計については一般会計からの繰り出しも少なく、最小限でやりくりしているものだと思います。ただ、受水費の引下げをですね、メーター使用料などは一千万円ほど収入があるわけなんですけれども、メーター使用料の引下げなどの恒久的な措置を取るべきではないかということで、本会計に賛成できません。

○委員長（相馬勝治君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。三上委員。

○三上道人委員

町水道事業は地域住民の生活に必要なインフラ事業として令和三年度も様々な建設改良事業を予定しており、この経営状況については毎年度純利益を計上して安定的な経営を担っているところであると理解しております。よって、

令和三年度水道事業会計予算は、厳しい環境を踏まえ、今後の事業の安定的な経営を持続可能にするために必要不可欠な予算となっております。以上のことから、令和三年度水道事業会計予算に賛成するものであります。

○委員長（相馬勝治君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（相馬勝治君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十一号令和三年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題といたします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

それでは、議案第二十一号令和三年度藤崎町下水道事業会計予算案についてご説明いたします。

予算書の二百八十一ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入についてご説明いたします。

第一款下水道事業収益として五億二千七百十万円余りを計上しております。第一項営業収益が二億一千五百三十三万円であります。その主なものは、第一目下水道使用料を一億九千二百十万円と見込んでおります。

第二目雨水処理負担金が二千二百六十四万円余り、これは雨水処理に要すると考えられる資本費相当額、つまり資本費の一〇%の額を一般会計から繰り入れするものであります。

次に、二百八十二ページをお開きください。第二項営業外収益は三億一千百四十七万円余りであります。その主なも



のは、第二目他会計補助金が一億六千三百三十五万円余りで、うち下水道事業会計への一般会計補助金が六千百十九万円余り、農業集落排水事業会計への一般会計補助金が一億二百十六万円。

第三目長期前受金戻入一億四千七百十一万円余りは、令和三年度減価償却費に係る補助金等相当額を収益化したものであります。

次に、支出についてご説明いたします。

二百八十四ページをお開きください。下水道事業費用は五億二千七百十万円余りを計上しております。

第一項営業費用が四億六千二百十五万円余りであります。そのうち第一目管渠費は二千六百七十三万円で、その主なものは第四節委託料の一千六百万円余りで、マンホールポンプ場維持管理業務委託料等や污水管清掃業務委託料など、また、第六節修繕費の四百六十三万円余りであります。

次に、二百八十五ページをお開きください。第二目処理場費は五千九百三十八万円余りで、その処理場費は町内に七か所ある農業集落排水処理施設の維持管理費であり、その主なものとしては、第五節委託料の二千四百十六万円余りで、汚水処理維持管理業務委託料など、第六節手数料の汚泥運搬収集手数料等の汚泥肥料化対策に係る諸経費として九百八十七万円余り、また、二百八十六ページ、第七節修繕費は各農業排水処理場の修繕費として四百四十五万円余りを計上しております。

第四目流域下水道維持管理負担金三千九百六十四万円は、岩木川流域下水道事業の維持管理費十七億六千二百二十万円余りのうち二・二五一％相当の藤崎町負担分を計上しております。

第五目総係費は二千百九十六万円余りであります。その主なものは、第一節給料から第五節法定福利費引当金繰入額までの人件費のほか、二百八十八ページの第十四節負担金のうち農集排への飯田林崎処理施設維持管理費負担金五百六万円余りであります。

第六目減価償却費が三億一千四百四十二万円余りであります。減価償却費とは、固定資産の価値減耗分の費用化であります。実際は現金支出を伴わない費用でありますので、資本的収支の不足額の充当財源、つまり内部留保資金となります。

次に、二百八十九ページをお開きください。第二項営業外費用が六千百十四万円余りであります。その主なものは、第一目企業債等の支払利息が五千九百十四万円余りであります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

二百九十二ページをお開きください。まず、支出から説明いたします。第一款資本的支出として五億七千九百十九万円を計上しました。第一項建設改良費が一億六千九十七万円余りで、第一目施設改良費の主なものは人件費のほか、第六節委託料十万円、第七節工事請負費一億四千九百七十二万円余り、第八節賃借料二万円は藤崎町流域関連公共下水道（雨水・浸水対策）工事の三千石堰改修工事関連経費等であります。

第二目流域下水道建設負担金四百三十八万円余りは、岩木川流域下水道事業の建設改良費二億九百万円のうち二・一％相当の藤崎町負担分を予算計上したものであります。

二百九十三ページ、第二項企業債償還金は四億一千六百二十一万円余りであります。

二百九十一ページに戻っていただきまして、次に収入について説明いたします。収入はただいま説明した支出の財源であり、第一款資本的収入として三億八千五百五十万円を計上しております。

第一項企業債は二億二千八百五十万円、その内訳としましては、第一節下水道事業債八千八百六十万円のうち雨水・浸水対策事業の補助裏に充当する公共下水道事業債に七千四百六十万円、岩木川流域下水道事業建設負担金に係る企業債は四百三十万円、公共下水道債の特別措置分として九百七十万円、第二節資本費平準化債一億三千九百九十万円は減価償却費と元金償還金との差額分に相当する額であり、実質的な下水道事業会計への赤字補填財源であります。

第二項出資金八千三百万円は一般会計からの基準外繰入金であり、資本費平準化債の元金償還金等に充当するものがあります。

第三項補助金の国庫補助金七千四百万円は、三千石堰の雨水・浸水対策事業に係る防災・安全交付金であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する一億九千三百六十九万円余りは、損益勘定留保資金等で対応するものであります。

次に、三百四ページをお開きください。最後に継続費についてご説明いたします。

藤崎町流域関連公共下水道（雨水・浸水対策）事業であります。これは藤崎町の下水道おけるに防災安全対策の実現を目指し、主に西豊田地区の浸水被害を軽減し、併せて三千石堰下流域をも整備する事業であります。平成二十七年  
度から令和四年度までの八年間の継続費を設定してありまして、総事業費十四億円のうち令和三年度は事業費として一億四千八百六十万円を予算計上し、令和三年度末で継続費総額に対する進捗率は九〇・七％となる見込みであります。

以上で、議案第二十一号令和三年度藤崎町下水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（相馬勝治君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。横山委員。

○横山哲英委員

二百八十八ページの十四節負担金です。飯田林崎処理施設維持管理費負担金五百六万八千円ですか。事業主体が板柳町さんだと思っておりましたけれども、負担割合の板柳町さんと当町との負担割合、もし分かっておりましたらお願いします。

○委員長（相馬勝治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

負担割合については板柳町さんが六七・七％、藤崎町が三二・三％ということでございます。

○委員長（相馬勝治君）

横山委員。

○横山哲英委員

ありがとうございます。これはやはり加入者数とかそういう計算方式で算出していると認識してよろしいですか。

○委員長（相馬勝治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

はい、そのとおりでございます。

○委員長（相馬勝治君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

三百四ページの継続費に関する調書ということで、三千石堰に関する継続費だと思いますけれども、六年間工事してきたと。令和三年度はどの辺まで工事が進むんでしょうか。

○委員長（相馬勝治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

三千石堰の整備状況でございますが、全体の整備計画の延長が約二千三百メートルほどで、現在令和二年度の末までにおいては千六百メートルほど整備済みとなります。よって、進捗率で行けば七七%くらいの状況でございます。令和三年度以降、四年度までの事業計画で整備してございますが、令和三年度においては約二百メートルほどを整備する予定でございます。以上です。

○委員長（相馬勝治君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

我々も去年だ、今年だと工事の状況を常任委員会で視察したんですけれども、リンゴ園地帯を流れるということで護岸というかU字溝が入ってコンクリート製品が入っているんですけれども、周辺のリンゴ園からとか排水が悪くなったとかという苦情とか、農家さんからの反応はあったんですか。

○委員長（相馬勝治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

これまでの整備前の状況が製品入っていない堰でございましたので、それに壁を造るような形で園地との境に整備したわけなんですけれども、その整備した上ではやはり今まで園地から浸水してその三千石へ落ちていた水がですね、若干水の引きが悪くなったなど。当然ながら壁を造ったわけですので、その製品にも多少の水の流れを、園地からの水の浸水を三千石へ落とすような側溝にも穴がところどころ空いてございますけれども、令和二年度においても園地からですね、畑に暗渠入っているんだけれども、その暗渠どうなったんだべなという相談もございまして、つまりは水の流れが若干悪くなっているのかなという状況でございますので、今雪が解けてその水がまた三千石へ落ちていく際の園地の

状況を見ながらですね、原課でもその製品にまた何か所か穴を増やすとかそういう対策をしながら状況を見てですね、園地の人と相談していきたいと考えてございます。

○委員長（相馬勝治君）

ほかにありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

今年度は枝線、葛野前田線をやったと思うんですけれども、それによって西豊田地区の大雨のときの道路の冠水とかの状況は改善されたんですか。

○委員長（相馬勝治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

お答えします。三千石を整備する上で三千石へ落とすと、終点が三千石へ落とすということですので、西豊田のこれまで下落を発生した際の雨水の流れが今までとは全然違ふと。要するに葛野地区から三千石へ落ちていく枝線が通ったおかげで三千石へスムーズに流れていっている状況にあるというところでは、計画した上では、整備した上では一応の効果があったのかなという状況でございます。

○委員長（相馬勝治君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

今の三千石の工事というか継続費についてお聞きいたします。あともう三年、四年、二か年を残すのみとなったんですけれども、今のいわゆる雨水や浸水対策にどういう効果があったのかというですね、課としてのやはりある種の検証

も必要なんじゃないのかなというふうに思っております。確かに今課長が言ったように流れがよくなったという部分もありますけれども、実際今年の、ちょっと日にちは分からなかったんですけども豪雨のときや、役場のこのいわゆる商工会の道路がもう川のような状態になっているというような、一時的にそういう状態もあったわけです、ジャスコの前。ですから、改良されたところもあるし、未解決の状態もあるんだというふうなことをやはりそれなりに検証してみる必要が、まあ事業やってまってからだというふうなことじゃなくて、今言った畑の排水の問題も含めてもうちょっと課としての検証をしてみるつもりがあるのかどうか、その辺についてお聞きいたします。

○委員長（相馬勝治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

三千石の工場の影響を受けて、これまで西豊田の一部の住宅地が床上浸水とか、そこまでは行っていないものの道路冠水しているような状況もあったと。西豊田の側溝整備もしながら三千石の枝線、そして三千石へ落ちるまで、その整備も今は七割方終えている状況で、施設の供用も開始している状況にありますけれども、それ以降、西豊田の地区の一部の冠水は若干たまるはたまる、そして引けるのも早いという状況になってございます。それはやはり三千石を整備したおかげではないかということで我々は考えてございます。

ただ、それ以外の地区についても今後その冠水状況云々かんぬんでは、まだまだ整備不十分というところもございませう。それについては、全てが全てうちのほうの下水道事業として整備するというわけにもいかないと思いますので、全体を見ながら関係課と今後協議していく必要があるのかなという状況で考えてございます。以上です。

○委員長（相馬勝治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相馬勝治君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、予算特別委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

今まで議決いたしました本案に対する予算特別委員会の報告書については、副委員長と本職にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相馬勝治君）

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の報告書は、副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

二日間にわたり予算案の審査に当たられた委員各位のご労苦に敬意を表しますとともに、審査にご協力いただき感謝申し上げます。

以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後零時二分

---

委員会条例第二十九条の規定により署名する。



臨時委員長 野呂日出男

委員長 相馬勝治